

# ぬくもりの里あおえ ショートステイ利用料金のご案内

(金額は概数です)  
令和6年8月1日改定

## ①介護サービス費（自己負担分）

費用区分	認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	1割	648円	796円	913円	992円	1,078円	1,161円	1,241円
2段階								
3段階								
4段階（負担割合1割）								
4段階（負担割合2割）	2割	1,296円	1,591円	1,825円	1,983円	2,156円	2,321円	2,482円
4段階（負担割合3割）	3割	1,944円	2,386円	2,737円	2,975円	3,234円	3,481円	3,723円

## ②食費（朝食400円・昼食650円・夕食650円）※おやつは昼食に含まれます

費用区分	認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階		300円						
2段階		600円						
3段階①		1,000円						
3段階②		1,300円						
4段階		1,700円						

## ③居住費

費用区分	認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1・2段階		880円						
3段階①②		1,370円						
4段階		2,066円						

## <1日当たりの合計利用料金>①介護サービス費（自己負担分）+②食費+③居住費

費用区分	認定区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4段階（負担割合1割）		4,414円	4,562円	4,679円	4,758円	4,844円	4,927円	5,007円
4段階（負担割合2割）		5,062円	5,357円	5,591円	5,749円	5,922円	6,087円	6,248円
4段階（負担割合3割）		5,710円	6,152円	6,503円	6,741円	7,000円	7,247円	7,489円
3段階 ①		3,018円	3,166円	3,283円	3,362円	3,448円	3,531円	3,611円
3段階 ②		3,318円	3,466円	3,583円	3,662円	3,748円	3,831円	3,911円
2段階		2,128円	2,276円	2,393円	2,472円	2,558円	2,641円	2,721円
1段階		1,828円	1,976円	2,093円	2,172円	2,258円	2,341円	2,421円

## 〈介護サービス費の単位数内訳〉（1日あたり）

※1単位＝10.17円（岡山市）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位（併ゴ短期生活）		529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
共通加算	機能訓練体制加算	12単位						
	サービス提供体制加算Ⅱ	18単位						
	看護体制加算Ⅲ1	算定なし			12単位			
	看護体制加算Ⅳ1				23単位			
	夜勤職員配置加算Ⅱ				18単位			
	処遇改善加算Ⅰ				総単位数×14.0%			
合計単位数		637	782	897	975	1,060	1,141	1,220

## 〈その他必要に応じて追加される加算〉

送迎加算	片道につき184単位（188円）	入退所時にご自宅～当事業所までの送迎サービスを利用した場合。
療養食加算	1食につき9単位（9円）	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合。
緊急受入加算	1日につき90単位（92円）	居宅サービス計画で計画されていない状態で緊急でショートステイを利用した場合。

※カッコ内の金額は1割負担の場合の金額。2割負担⇒約2倍、3割負担⇒約3倍となります。

## 〈負担を軽減する制度〉 負担限度額認定証

**重要：市町村への申請を行い、認定を受ける必要があります。**

施設サービスや短期入所サービスでは、下記の条件を満たす方は、介護サービス費や食費、居住費の利用者負担が所得に応じた一定額（負担限度額）までとなります。

利用者負担段階	対象者		
第3段階②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税	本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下
第2段階		本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下
第1段階	生活保護受給者		

※非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含む年金収入額